

平成24年（ワ）第328号，平成25年（ワ）第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

## 上申書

（次回期日の進行に関して・追加）

平成28年3月16日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明

外

原告らは，平成28年3月3日付上申書にて，次回期日の進行予定を表明していますが，その後同月9日に大津地裁において，高浜原発3号機4号機の運転差止仮処分を認容する決定が出されました。同決定中には原発再稼働の審査そのものに関する言及があり，原告らとしては，先般上申した進行予定に加えて，大津決定を受けて5分程度弁論をすることを予定しています。

以上